2015 年新規意見速報版

「2015 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 －欧州編－」

（2014 年 12 月～2015 年 1 月実施）

2015 年 6 月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局：日本機械輸出組合

目　次

５．欧州地域

†	EU	1	†	ノルウェー	26
†	オーストリア	10	†	スペイン	27
†	ベルギー	11	†	スウェーデン	28
†	英国	12	†	スイス	29
†	デンマーク	14		トルコ	30
†	フィンランド	15	†	チェコ	32
†	フランス	16	†	ハンガリー	33
†	ドイツ	19	†	ポーランド	34
†	ギリシャ	22	†	ルーマニア	35
†	アイルランド	23	†	スロバキア	36
†	イタリア	24		セルビア	37
†	オランダ	25			

（注）†印は、ASEM 諸国･地域

EU における問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	日機輸	(1)	高輸入関税	･テレビ、ビデオカメラ等の関税は14%と高関税である。 例: －PDP screens (TARIC nomenclatura : 8528726000) －LCD screens (TARIC nomenclatura : 8528724000) －ビデオカメラ(TARIC nomenclatura : 8525809900) (継続、要望追加)	･日EU FTAの早期締結(理想的には2年以内)。 ･広範囲をカバーする拡大ITAの早期締結。 ･コンピュータや他の機器への接続が可能なデジタルDVIコネクタを持つものを含むフラットパネル表示装置(FDPS)に関するWTOパネルの速やかな履行。	
		日商			･EU諸国への弊社商品輸出に関して5.2%の関税率が設けてあり、参入の障壁となっている。	･EUにおける優遇(保護)政策物品の見直し及び対象外物品の関税率見直し。	
		日機輸			･日本製完成車はEU域内輸入の際に10%課税されるため、2011年韓国-EUのFTA締結後、さらに価格競争力が低下。 また、完成車のみならず自動車部品･化学品原料などに関しても高関税であり、EUにおける製造業の競争力低下につながる。	･輸入関税撤廃。	･Commission Regulation: EEC No265/87
		日商			･先行している他の国(例えば韓国)との比較において価格競争力が劣る分野がある。	･日欧EPAの早期妥結。	
		日機輸	(2)	関税賦課一時停止措置の一時性および最終完成品への非適用	･以下に規定される関税賦課一時停止措置について。 －最終完成品には、この措置が適用されないこと。 －同一、同等または代替製品がEU内で十分な量が生産されているか、またはGSP対象国である第三国製造者により生産されている場合、この措置は通常認められないこと、同様にこの措置が最終完成品の競争を阻害する場合も適用されないこと。 (http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/tariff_aspects/suspensions/index_en.htm)	･これらの関税一時停止措置の問題は、それが一時的であり、またコンポーネントに関してのみ適用されることである。この問題は日･EU FTAの締結により解決可能であることから早期の締結を要望する。	･Council Regulation (EU) No 1344/2011
		日機輸	(3)	AD関税/相殺関税に関する過剰な「迂回調査」	･EUは、AD(アンチダンピング)関税/相殺関税の対象製品につき、「これらの税を逃れるための迂回先」と認定した国からの輸入に対し、AD関税/相殺関税と同率の税を課している。EU当局は、「迂回」の認定に先立ち、被疑国の製造者に対し「迂回調査」を行なうが、調査は迂回の多様な実態を想定した広範な項目に亘る。 そして、「迂回調査」の対象国の製造者には、上記調査の全ての項目への対応が求められ、これに協力しない製造者に対しては「迂回」が認定され、対象製品のEU輸入時にAD関税/相殺関税と同率の税が課されることとなるリスクが高いのが実態である。 そこで、当該課税を免れるためには、自社製品がEU法上迂回に該当しないことの証明に加えて、自社に関する証明には不要と思われる事項も含む広範な調査への協力対応が必要となり、「迂回有無の判断」という本来の調査目的を超えた過大な負担が強いられることになる。	･AD関税/相殺関税の「迂回調査」は、製造者別の実態を考慮し、「迂回有無の判断」に必要な最小限の調査項目に限定した実施を要望。	･COUNCIL REGULATION (EC) No 1225/2009 of 30 November 2009 13条
		自動部品 日商	(4)	GSP制度における卒業	･欧州輸入関税4.5%(ショックアブソーバ)につき、以前までマレーシア、タイ等特恵関税国に関し、0%の関税適用であったが、近年関税対象国となった。この様なGSP対象国の見直しが頻繁にある。製造元の変更は即座に行えない為、採算への悪影響が出る前に手が打てない。	･計画的な卒業制度の見えるかを行って頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸 日機輸	(5)	ITA該当品目への課税	・ﾄﾅｰｶｰﾄﾘｯｼﾞの分類については、まだ問題が継続している。 (継続、要望追加) ・新たな融合技術を用いた等の理由により、いくつかのITA対象製品が既に関税ゼロのステータスを失っている。 (一部削除)	・HS3707については拡大ITAのDigital Europeの提案が適切と考えられる。 ・情報技術製品に対する市場アクセス機会という条約本来の精神に立ち返り、ITA対象製品の維持及び拡大を要望する。	・ITA (Information Technology Agreement) of WTO
		時計協	(6)	従価税と定額税の併用	・EUの輸入関税は従価税を基本としているが、ウオッチ完成品（HS9101& HS9102）には従価税（4.5%）と定額税（最低税率と最高税率）を併用している。クロック完成品(HS9103 & HS9105)は3.7%～4.7%の従価税だけが課されている。 (継続)	・時計関税を従価税に統一する。	・Commission Regulation (EC) No 1031/2008
		日機輸	(7)	関税分類の恣意的な運用	・複合機、ﾌﾟﾘﾝﾀｰ等のﾄﾅｰ/ｲﾝｸｶｰﾄﾘｯｼﾞなどサプライ製品に関し、本体の部品（無税）／ケミカル製品（有税）の判断が欧米で異なるようで、片や無税、片や有税となる事象が発生する場合がある。 (継続)	・本体の部品としての判断に共通化してくための働き掛けをして頂きたい。 ・ITA拡大品目への盛込みへの働き掛けをして頂きたい。	
		日機輸	(8)	関税評価監査における加盟国当局による見解の相違	・ﾄﾞｲﾂで登録された弊社（子会社）は、関税評価の問題に関する詳細な税関監査を受けた。 最終的にﾄﾞｲﾂ当局は価格からのサービス料の控除を認めたが、ｲﾀﾘｱの当局はﾄﾞｲﾂ当局の判断を認めず、同様の詳細監査の要請を受けた。同じ問題に関する複数国当局への対応はｺｽﾄと時間がかかる。	・1加盟国の税関当局は、他の加盟国の税関当局による監査結果を受け入れる必要がある。	
		日機輸 日機輸	(9)	通関手続の不統一	・スペインとハンガリーにおけるEORI番号運用時の問題について、EU加盟国間における税関申告用の番号の取り扱いが不統一である。EORI(Economic Operator Registration and Identification)番号は、EU加盟国の税関当局によって各事業者（会社、支店）または個人に割り当てられたEU統一の番号であり、税関申告の際に使用するものである。その扱いが加盟国（スペイン、ハンガリーなど）によって異なっているため、AEOを取得しても簡素化された手順が使用できないなどの問題が生じている。 (継続) ・EU各国の税関により通関手続きの調和がなされていない。	・EORI番号の税関手続きにおける運用の統一。	
		日機輸	(10)	長期に渡るBTI承認	・Binding Tariff Informatuin(BTI)の申請から承認までの時間がかかりすぎている。通常3ヶ月だが延長可能で、最長9ヶ月かかったことがある（品目：監視カメラ）。 (継続、要望追加)	・時間を短縮するべきである。	
		時計協	(11)	輸出許可要件の不統一	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要がある。国によっては更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにしてほしい。 ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にしてほしい。	・ワシントン条約
		日商	(12)	日本の農業・水産品の輸入規制	・日本の農業・水産品に対しEUは、健康面ならびに環境面から輸入を規制しており（例として燻製品の発癌可能性ﾘｽｸを考えて規制が強化されている鰹節など）、日本の農業・水産品の輸出に障害となっている。	・日本の農業・水産品にかかる輸入規制の緩和・撤廃の働きかけ強化。	・EU食品安全基準
		日商	(13)	輸出入規制	・日本をはじめ、国により食品の原料規制が異なっており、各国それぞれへの食品貿易に非関税障壁が存在している。	・複数存在する食品FDA規制を世界的に一本化してほしい。	・EU規格

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
11	利益回収	日商	(1)	回収遅延	・他の会社でも同様の由で国の特徴と言えないことはないが、回収遅延が日常化しており、こまめな督促しか手立てを見出していない。		
14	税制	日商	(1)	移転価格税制の解釈・運用の不統一	・欧州域内でグループ企業として事業推進する際に、各国の移転価格税制の適用強化が、特に文書化義務を中心として対応コスト増になっている。また、グループ内での機能再編や集約の施策遂行に際しても、各国移転価格税制がリスク要素として影響することが多い。 (継続)	・欧州域内での組織設計の自由度を担保する移転価格税制の統合的な運用実現を望む。 ・二重課税の確実の排除を担保する国際協調の推進を求む。	・各国税法
		日商	(2)	VAT制度・手続・解釈の不統一	・EU内の付加価値税制(VAT)は、各国主権に属する問題でありながらもEU指令により類似の税率、同様の課税方法で施行されてきている。しかし、なお欧州域内取引についてはリバースチャージ等VAT申告手続きが煩雑で、特に域内クロスボーダーでの取引について、取引を記帳・管理するシステム設計に細心の配慮が必要となっており、納税企業にとって大きな負担となっている。 (変更)	・EU内でのVAT税率の完全統一の実現、納税者にとって簡素な申告手続の配慮をEU主導で進めて頂きたい。EU各国もその流れに協調して頂きたい。	・各国税法 ・EU指令
		日商			・EU域内の外国人旅行者に対する付加価値税免税について: －ルールの複雑さ、申告・還付手続きの複雑さ。 －域内各国のルール不統一。 －2013年9月、欧州裁判所における決定で域内各国のルール統一方針が示された。これにより、外国人旅行者に対しても、ほぼ例外なく課税される方針となった。EU域内のインバウンド旅行業者にとっては大幅なコスト増であり、EU域外業者との競争上大きな不公平が発生し死活問題となっている。また、新方針も開始時期などが現在でも必ずしも明確でなく、各国政府からバラバラに方針が出たり出なかったりしている状況。新方針の開始に当たっては、運用指針とセットで前広な告知をお願いしたい。 (変更)	・新制度実施方針(スケジュール、実務面)の明確化。 ・EU域外業者との極端な競争上の不公平回避。	
		日商	(3)	インターネットを利用した越境販売	・EU域内においては、各国でVATの税率が異なるため、希望小売価格の統一が困難である。また、小売店のインターネットによる販売活動が一般化し、国内のみならず国外向けに販売するケースが顕著化しているが、VATは売主所在国の税率が適用される為、VATの高い国の消費者(ドイツなど)は自国の正規販売ルート経由ではなく、VATの低い国(アンドラなど)からインターネットで購入する傾向がある。これは我々のマーケティング方針への障害となっている。因みに、本来は消費者が自国のVATを支払う義務があると理解しているが、実際申告している消費者がいるとは思えず、現状を放置することはEU各国の税収漏れに繋がっていると懸念する次第。	・EU域内におけるインターネット販売に関して何らかの制限を加えるか、VATの高い国の消費者が低い国のネット販売を利用した際に自国のVATを支払うことを義務化してほしい。	
		日商 自動部品	(4)	出口税 (Exit Tax)	・新しくLegal-Entity を新設し、帰属していたカスタマーベースを移した場合などに発生する税。国同士の複雑な関係性もあり、確実性のある契約に基づく売買ができないケースがある。 コンサル等に有料で相談しているが、多大な費用が発生している。	・法に基づく運営を行う為の無料相談窓口を新設等考慮頂きたい。	
16	雇用	日機輸	(1)	滞在・労働許可発給遅延	・EU域内での人の移動に際し、VISA取得等手続きが異常に遅いケースがあり、業務に支障をきたす。 (継続)	・VISA発行手続の迅速化を図ってほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸			･EU各国内で労働･滞在許可の手続きにかなり差異があり、また煩雑。駐在員がEU内異動の場合（例：ベルギーからフランス）、新たに許可取得に時間がかかり、また許可申請中の移動に制限があるためビジネスに支障をきたす。	･EU間手続きの統一化。	
		日機輸	(2)	短期就労者に関する報告	･EU内では、会社は非居住者の訪問日数を記録することになっている。非居住者が60日を超えその国にいる場合は、会社は日数を調べ、現地の税務当局に通知する必要がある。更に183日を超える場合は、所得税を支払う必要がある。	･（一部の国では暦年の報告、他の国では異なる期間を使用する）ルールを簡素化する。 ･183日を超えた場合に、初めて当局に報告する等、税務当局への報告基準を簡素化する。	･All EU countries
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補償金制度の問題	･ディレクティブ第5条2項（b）では、公正な補償（補償金）には、技術的手段の適用･不適用を勘案することが求められているが、これを国内法に明示的に反映していない加盟国がある。 （継続）	･各加盟国で、技術的手段の適用･不適用を勘案することを徹底してほしい。	･DIRECTIVE 2001/29/EC
		日機輸			･私的複製補償金制度については、私的複製に使われない場合（汎用品の存在･メディアの個人的使用、業務利用をいかに適切に除外するかなど）も対象となっていること、ライセンス対価との二重払問題、複製権を主張しない権利者の存在、分配にまつわる問題など、様々な問題点が指摘されているところである一方、デジタル世界の発達により補償金制度に頼らない創作者への対価の還元が可能となるはずである。 上記を踏まえた上で、現状の補償金制度は加盟国毎に異なっているため、特に越境取引の場合はある製品に二重に補償金がかかったり、補償金が安い（あるいはない）国の事業者が有利な立場に立つなど、本制度が製品の企画販売流通の足かせになっているとともに、域内単一市場の形成を妨げる要因となっている。また、煩雑な補償金制度を加盟国毎に調査･検討をしなければならず、事業者の実務的にも過度な負担がかかっている。 （継続）	･【制度的観点】 －私的複製補償金制度を廃止してほしい。創作者への対価の還元は私的複製補償金制度ではない別の方法によるべきである。 －早期に廃止できない場合、欧州委員会の仲裁プロセスの一環として提出されたVitorino Recommendationsを早期に実施し、現行補償金制度改革を行ってほしい。 ･【実務的観点】 －現状の制度運用を前提とした場合、各加盟国の補償金対象機器･媒体及び金額または率に関する情報を、各加盟国の規定に忠実な形での英語でECウェブサイトに掲載してほしい。 －なお、かかる英語掲載を各加盟国単位で実施する場合は、信頼性の観点から各加盟国政府のウェブサイト上での掲載と、アクセス容易性の観点からECウェブサイト上で各加盟国のアクセス先の表示をしてほしい。	･DIRECTIVE 2001/29/EC
		日機輸			･多くのEU加盟国において、私的複製から生じる著作権者への補償として著作権補償料制度が導入されているが、料率が加盟国間で不統一であり、域内市場の達成の妨げとなっている。 （継続）	･早期に加盟国間での制度統一を要望する。長期的には、現行システムに代えて、著作権者が侵害者から直接補償を徴収するシステムの構築を要望する。	･EU著作権補償料制度

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸			・2010年10月に欧州裁判所の判断が出され（C-467/08）、 ①自然人が使用する場合を除いて、業務用製品に対して私的複製補償金を課すことはディレクティブに反すること。 ②私的複製補償金は例外として許された適法行為たる私的複製により生じた損害の補償であること。 ③私的複製補償金は、私的複製の受益者たるユーザーが最終的に負担すべきことがいわれた。 しかし、各加盟国においては本判決は必ずしも実現されておらず、多くの加盟国で業務用製品への課金が現在も行われている。また、一部の加盟国では、一旦業務用製品も含むすべての私的複製可能機器にも課金をした後、事後的に業務用製品にかかる補償金を返還する制度を導入している。しかし、本制度は一時的であっても本来支払う必要のない補償金の支払を強制されている上、返還手続にかかるコストにより、事業者には大きな負担となっている。 （継続）	・左記問題点はVitorino Recommendationsでも指摘されている通りである。Vitorino Recommendationsに基づき、ECがガイドラインを制定するなど指導力を発揮し、各加盟国において左記判決が早期に実施されるようにしてほしい。	・DIRECTIVE 2001/29/EC
		日機輸			・Directive及び欧州裁判所判決（C-467/08等）から、私的複製補償金の最終負担者は私的複製を行うユーザーである。しかし、補償金制度を有する多くの加盟国では、ユーザーが購入する私的複製機器にいくらの補償金が課金されているかが、ユーザーに対して通知されていない。そのため、ユーザーは自己が不当に高い補償金の支払いを強いられていることを認識していない。 （継続）	・各加盟国は、複製機器/媒体にかかっている補償金額をユーザーに対して明示するように義務付けるべきである。	・DIRECTIVE 2001/29/EC
		日機輸	(2)	特許権利化の遅延	・日米欧の三極特許庁の最終処分期間は、日本、米国の約2年+αと比較しても、欧州は約4年かかり格差がある。また、遅延と同時に高額な出願維持年金が毎年かかるため、出願人にとって大きな負担となっている。日欧間の特許審査ハイウェイの試行開始（2010年1月）に伴い、審査速度、費用低減への効果を期待している。 （継続）	・左記特許審査ハイウェイにより、最終処分期間の改善、出願維持費用の負担軽減の効果を明示して頂くとともに、引き続き権利化期間の短縮に向けた対策を進めて頂きたい。	・審査運用
		日機輸	(3)	権利化の高コスト、訴訟制度の煩雑さ	・EUにおいては、特許認可後に各国言語による翻訳が必要なため、国数によっては翻訳コストなどによる総費用が米国等と比較し非常に多くかかり、欧州での研究開発が進みにくい一因となっている。また各国別の訴訟制度についても出願人にとって利用しにくい状況となっている。 （継続）	・2012年12月に統一特許制度および統一特許裁判所についての規則案が欧州議会によって承認されたが、品質、コストの両面でユーザーにとって使いやすい制度設計を進めて頂きたい。	・EPC
		日機輸	(4)	更新料(Renewal Fees）の支払い継続	・年次で更新料(Renewal Fees）を支払う現状では、最終的に特許出願を放棄した場合にそれまでに支払った費用が無駄になる。 （継続）	・日米等の主要国のように、更新料は登録後に支払うように法改正してほしい。あるいは、登録時にまとめてそれまでの更新料の累積分を支払うことができるようにしてほしい。	・欧州特許付与に関する条約 第86条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸 自動部品 ベア工	(5)	登録前の特許に対して維持のための費用がかかる問題	・日本や米国の制度では、特許が登録されてから特許の維持に必要な「年金」支払いが生じるのに対して、欧州では 登録前で審査が開始されておらずとも、出願維持年金の支払いを要求される。かつ、日米と比べてEUは特許登録されるまでに時間がかかるため、出願維持費用の負担がなお大きい。	・特許登録前の出願維持年金の支払いを不要としてもらいたい。	
		日機輸	(6)	欧州統一特許制度と現行EPC制度の相違	・現行のEPC制度は所定の移行期間の間、欧州統一特許制度と併存するが、当該期間の経過後廃止され、欧州統一特許制度に一本化される。しかしながら、欧州統一特許制度の料金は未だ定められていない。このような状態では、料金面で現行のEPC制度よりもメリットがあるのかどうか分からないため、欧州統一特許制度を利用するかどうかを出願人が判断することはできない。 (継続)	・欧州統一特許制度の料金を早期に決めて頂きたい。 ・現行のEPC制度よりもコスト面で利用メリットのある料金設定をして頂きたい。例えば、現行のEPC制度の3ヶ国の言語（英語、ドイツ語、フランス語）分程度の料金。	
19	工業規格、基準 安全認証	日機輸	(1)	CEマーク取得の過重な負担	・EU市場やノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランドに製品を販売するには、日本の輸出業者は、その製品が特定の製品の法律でカバーされるたびに、CEマーキングを適用する必要がある。 (継続)	・フランスやEUで日本の製品を販売するためには、高価なテストと認証手続きを行う義務がある。日EUのFTA締結によって、証明制度の調和化の可能性がある。 (継続)	・Council Regulation (EU) N° 339/93 ・Directive (2004/108/CE) ・French decree n° 2006-1278
		日機輸	(2)	CEマーク取得手続きの煩雑さ/不明確性	・欧州経済地域での製品販売の為に必要な規格の為、取得するまでは当該製品の事業展開が行えない。しかし規格取得に時間がかかる上、一部手続きが不明。	・取得手続きの簡素化、明瞭化。	
		日機輸	(3)	CEマーク貼付案件の負担	・ほぼすべての製品でCEマーク貼付義務あり。 消防ポンプのような汎用品を日本で製造する場合は、当然JISで製造する。しかし、それを欧州で販売しようとすると、まずCE自己宣言ができるよう、専門のコンサルに依頼し、欧州指令に沿った設計であるかどうかの確認や、機種によっては各種検査基準をクリアしているかどうかの確認が必要となる。 (継続)	・市場への投入を期してはいるが、まだ欧州でどれだけ販売できるかわからないものに対しても、1台でも販売するとなればCEマークが必要となる。小さな企業だと、CEへのアプライだけで相当なリスクとコストがかかっており、是正されればコスト・時間の節約効果は大きい。	・The council decision of 22 July 1993
		日機輸	(4)	工業規格の互換性の制度不備	・欧州規格（PED、SIL）と日本のregulationの互換がない。PED(Pressure Equipment Directive)に関して、実質的にはJISが認められるケースはまれである。モノの売り買いの時にJISはPEDより厳しいからOKと判断してくれるお客様は少ないと思われる。 (追加)	・各規格の互換性が認められるものについては規則を定め、不当な扱いを禁じる規則を制定いただければ、規格間コンバート作業のコスト・時間の節約につながり、また商機も広がる。	・SIL : IEC 61508 PED: http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/pressure-and-gas/documents/ped/
		日商	(5)	JIS規格での輸出が認められない	・JIS規格にて製造された食品製造設備が食品メーカーの現地生産では使用できない（輸出できない）。日本の食品製造技術は、安全・衛生面でも優れているが、右記の欧米規格は全くの非関税障壁となっている。	・食品の安全・衛生・美味しさを標榜する日本食はそれを製造する機械とセットで考える必要があり、欧米との食品機械製造規格とJISとの相互認証を進めて頂きたい。	・CEマーク
		日機輸	(6)	環境フットプリント	・環境フットプリントを決めるための基準、方法が不明確である。	・国際的に調和された製品カテゴリー別基準、方法設定が望ましい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22	環境問題･廃棄物処理問題	日機輸	(1)	REACH	･REACHについて、複合化学物質や濃度計算の分母算出に関して加盟国間による不統一がある。	･REACHのプロセスに従って規制案の調和を要求する。（2015年春に、このﾄﾋﾟｯｸに関するEU裁判所から期待判決）	･Directive EC 1907/2006
		日機輸	(2)	化学品規制	･REACH規制については解釈に不透明な点も多く、また複雑な規制となっており、規制の遵守についてのｺｽﾄ、労力の負担が大きい（特に商社のような事業形態にとって）。また、新規化合物の欧州市場への販売についてはREACH規制があるが故に域外ﾒｰｶｰが開発を断念することもあり、欧州ユーザーにとってもﾃﾞﾒﾘｯﾄがある。 CLP規制についてはGHS(Global Harmonization System : http://www.env.go.jp/chemi/ghs/index.html)に準拠した規制にも関わらずEU独自の分類基準を導入しており、非常に混乱の多い制度。実際には運用面で各種の問題を抱えており、規制の内容をGHS対応に統一してほしい。 規制の変更、修正も多く、都度規制内容を確認し遵守していくためにかなりの労力がかかっている。 （継続）	･REACH規制の内容をGHS対応に統一してほしい。	
		日機輸	(3)	WEEE、RoHS、REACH等の環境法規制の解釈･運用のばらつき	･各国で法令の解釈･運用が異なると、産業界にとって国毎に異なる手続き、対応は容易ではない。例えばﾉﾙｳｪｰがPFOAをEUに先行して規制してしまうなど。 （変更）	･客観性のある科学的な知見に基づき、共通の仕組みづくりの構築をすすめるべきである。	･WEEE、RoHS、REACH等の環境法規制
		日機輸	(4)	生産装置等の保守部品へのRoHS指令等の適用	･ErP指令、改正RoHS指令において、要求内容の解釈が難しく、生産装置等として対象外であるにもかかわらず、保守部品として構成部品（商業用ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ、ﾓﾆﾀなど）を出荷する際には、個々に規制への適合が必要になる場合がある。 （継続）	･生産装置等で規制対象外となっている製品の構成部品を保守部品として出荷する場合についても、規制適用外としてほしい。	
		日機輸	(5)	日本とEUとの間の省エネ規制とﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ制度の差異	･ICT製品をはじめとする国際的に流通する製品の省エネルギー規制、ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ制度の差異はビジネスにとっての負担が大きい。追加ｺｽﾄにより製品価格上昇、消費者負担増にも繋がる。 （継続）	･製品の省エネルギーを目的としている点では目的は共通なので、少なくとも製品の試験方法、使用方法の考え方は統一すべきである。	･エナジースター IEC/TC108 IEC/TC100 IEC/TC113など
		日機輸	(6)	EU各国独自のﾘｻｲｸﾙﾏｰｸ（電池）	･資源の有効利用や廃棄物による環境汚染の防止のため、各国、各地域でﾘｻｲｸﾙに伴う法規制が成立している。電池においても同様であり、様々なﾏｰｸを電池本体や電池を同梱する製品の取扱説明書への表示が義務付けられている。電池及び電池使用製品のﾒｰｶｰにとって、それらを間違いの無いように管理することが大きな負担になっている。 （継続）	･各国独自のﾏｰｸを採用するのではなく、統一された世界標準を作成する動きをして頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22		日機輸	(7)	ナノマテリアル規制	・「ナノマテリアル」の定義、有害性についてのステークホルダー間での十分な議論がないままに規制が導入されかねない虞があることに懸念を有する。 (継続)	・万一規制が行われる場合には、客観的な科学的知見に基づき規制が正当化されることを確証のうえ、必要最低限の規制に留め企業活動に悪影響を与えないようにすることを強く要望する。	・The European Commission Recommendation on the definition of nanomaterial (2011/696/EU)
		日機輸	(8)	正式代表者	・WEEEリキャスト指令は、EEEを他の加盟国に販売する際、製造者の代わりに指令上の義務を履行する正式代表者を当該国において指名することになっている。	・登録済みのブランチを持たない国では自然人を指名すれば済むようにしてほしい。	・WEEE Directive 2012/19/EC article 3 (f)(iv)
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	個人情報保護指令	・EUの個人情報保護指令は規則への強化・改訂が議論されている状況である。現行の個人情報保護指令Directive95/46/ECは、加盟国に対しEU域外の国の個人情報を転送する際、特定の例外を除き、指令と同じレベルの充分な保護がなされている場合のみ認めるよう求めているが、現在の日本の制度は充分な保護レベルにあるとみなされていない為、日本、EUの双方で事業を行うグローバル企業には2つの個人情報保護制度を遵守するか、EUから日本への個人データの転送を行わないか、どちらかの選択肢しかない。 (変更)	・先ずは日本の個人情報保護法がEUと同レベルの十分な保護を提供しているか否かの確認作業を、日・EU両政府間で共同して迅速に進めてほしい。(究極的には世界各国の個人情報保護制度の整合が理想)	・EU Directive 95/46/EC
		日機輸			・EU内の各加盟国が独自の法律に国内法へのデータ保護指令を実施しているが、現実には加盟国間での広範な相違がみられる。このため、会社としての個人情報保護ポリシー製作に当たり共通アプローチ部分と多くの国別例示の部分という構成をとることとなる。	・欧州委員会は、単一の規則によりEU域内でのデータ保護を統一することを計画している。規則案は2015年末までの実施を予定しているが、「忘れられる権利」や同意にまつわるより厳しい要件など新たな論点を創出している。	・Directive 95/46/EC
		日機輸	(2)	個人情報保護指令の厳格な運用	・現在の個人情報保護指令では、EU/EEA域外に個人情報を持ち出す場合には、データ処理に関する契約書に署名する必要があるなど、企業にとって負担が大きい。 (継続)	・個人情報保護に関する指令の簡素化。	・Directive 95/46/EC
		日機輸	(3)	個人情報保護規則案の厳格化の懸念	・本規則案は、EU域内で事業活動を行うEU域内外の日本企業にとって、その対応のための実務的な負担やコストが相当かかり、また、事業上の支障となるなど、多大な影響が生じることが懸念される。 (継続)	・本規則案が、企業実務に与える影響にも十分配慮して、その内容や適用の対象を明確かつ合理的に必要な範囲に限定するなどして、適切なものとなることを希望する。	・EUの一般データ ・保護規則案
		日機輸	(4)	e-プライバシー指令(クッキー法)	・まだ全てのEU加盟国で実施されている訳ではないが、2011年に発効したクッキー法は、オンライン上での顧客体験改善活動に使用されるクッキーをウェブサイト運営者が自身のデバイスに置く前にユーザーの同意取得を要請している。この同意取得を明示的なものとするか、黙示的なもので認めるかといった点に加盟国間の相違が見られ、もし前者が必要だとなるとビジネス活動の障壁となりえる。	・指令は、何が有効な同意を形成するかとったキー領域のガイドラインを伴っておらず、実施は非現実的、事実上不可能との批判を受けている。指令の適正な施行を行うためにも明確かつ実務的なガイダンスが不可欠となる。	・Directive 2002/58 on Privacy and Electronic Communications

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23		日機輸	(5)	小型製品に関する加盟国の言語要件	・ますます多くの国が販売用の製品のパッキング上（すべての）加盟国言語の使用を必要とする国内法を制定している。（例：スペインRoyal Decree 1368/88）	・小型で複雑でない製品については（電池、電球、ヘッドフォン...）この要件は、技術的/経済的な観点からほとんど不可能である。これは取引に対する障壁であり、小型の標準化された製品の開発・販売を困難とさせる。これらすべての国の言語を置き換えるためのロゴの使用は許容されるべきである。	・Example: Spanish Royal Decree 1368/88
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	クロスボーダーの合併手続の煩雑	・グループ内の組織再編のための欧州のクロスボーダーの合併手続き（具体的事例は、欧州海外独法の英国支店化の実施）が煩雑で時間がかかった。（継続）	・手続きの簡素化を希望する。	・EUのクロスボーダー合併規則
25	政府調達	日機輸	(1)	情報不足	・「政府調達規則の強化」に関する情報が不足している。（継続）	・最新情報の確認とご提供を頂きたい。	
26	その他	日商	(1)	商品（種子）の販売条件（病害虫フリー）に対応するための生産体系確立	・ヨーロッパ向け観賞用トマト種子の販売に関し、流通団体からの要望でGSPP（Good Seed and plant Practices）種子が求められている。GSPP種子とは、特定の病気に対する無病種子の供給を求めているもので、それに見合った種子生産地、生産方法の確立が種苗会社に求められた。	・種子生産体系の確立には、生産地の選定、設備の建設、生産技術習得など時間がかかるので、十分な準備期間を頂きたい。	

オーストリアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	アーティストの社会保障制度への貢献としての製品課税（KFVS）	・2001年以降、芸術支援のための貢献に関するオーストリアの法律は、衛星受信機の輸入業者は芸術家の社会保障制度（KFVS）に1台当たり、6 EUROの税金を支払うことを定めた。2013年以降、KFVSは組み込みの衛星チューナーを備えたテレビやBDレコーダーにもその対象を拡大し、その請求の範囲を2008年以降のすべての輸入品としている。	・法は放棄されるべきである。FEEI（オーストリアエレクトロニクス業界団体）はロビー活動中である。	・§ 1 para. 1 no. 3 Kunstförderungsbeitragsgesetz (Austrian Law on Contribution for the Support of Arts); ref. http://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/Bundesnormen/NOR40064711/NOR40064711.pdf

ベルギーにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	日機輸	(1)	労働許可･ビザの取得	･過去より要請していた家族だけでのビザの申請ができるようになったが、海外勤務者が渡航して6カ月以上時間が経っている場合はベルギー本国政府への照会が必要となり、審査に多大な時間を要する。また、海外勤務者のIDカードのコピーの提出がビザ申請の際に必要で、IDカードを取得できていないとビザ申請ができず帯同時期に制約が発生するケースもある。 (継続)	･海外勤務者着任後の早期IDカードの発給、および家族のビザ申請書類の簡素化と時間短縮をして頂きたい。	
		日商	(2)	有期雇用契約の期間管理･更新の煩雑さ	･現行法では、有期雇用期間が連続して原則2年（条件付で3年）を超えると、当該雇用が無期雇用と見做され、無期雇用の契約解消には別途制限（Notice期間、Indemnityなど）が発生する。 一時的な欠員（病欠、産休など）、あるいは業務量の増加などの補完･対応のため一時的な雇用（有期雇用）を行う場合がある。 病欠、産休などが度重なる延長などで長引くケースもあり、それに伴い有期雇用も延長をすることがある。病欠の従業員がいつ復帰できるかなどスケジュールが不確実な状況下、都度被雇用者との有期雇用契約の期間管理･更新を行うのは煩雑で、また管理に不備があった場合、契約解消の際に思わぬリスクが伴うことになる。 (継続)	･被雇用者との事前合意を条件に、有期雇用期間の上限の撤廃、或いは2年を5年に延長するなど、よりフレキシブルな雇用条件を期待する。	･雇用契約一般：Loi du 3 juillet 1978（1978年7月3日法）

英国における問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	時計協	(1)	輸入許可	･ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 （継続）	･輸出側の許可だけで輸入できるようにしてほしい。 ･ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出･輸入許可を不要にしてほしい。	･ワシントン条約
12	為替管理	JMAA	(1)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
14	税制	日商	(1)	二重課税リスク	･特に移転価格税制においては、各国間のルールがまちまちで、見解が分かれることもあり、当社グループとして二重課税リスクを抱えている。	･世界標準の移転価格税制（ガイドラインなど）の法整備。 ･事前確認制度の充実。	
		日機輸	(2)	租税条約上の二重課税の解決に関する問題	･現在の法律では二重課税を回避するために、両国当局に二重課税を解決、排除するための「最善の努力」を要請している。EUでは、税務当局は3年間の二重課税排除のための「相互受入手続き」を使用しており、日英条約の「最善の努力」では不十分と思われる。	･OECD BEPSイニシアチブを通じて、二重課税を排除するための多国間措置の制定を要望する。この多国間措置により、租税条約の再交渉の必要がなくなり、プロセスのスピードアップにつながる。	･Various laws in each EU country and Japan
16	雇用	日機輸	(1)	VISAの取得･延長の困難	･国際企業にとって、要員の迅速な派遣は、事業の円滑･効率的経営に不可欠であるが、企業内派遣者およびその家族に関する労働滞在許可証取得に時間と手間がかかっている。 （継続）	･労働滞在許可証取得の簡素化、迅速化を要望する。	･英国移民法
		日機輸			･入国手続（書類審査、Entry Clearance発行等）はフィリピンにて実施されているが、書類の郵送に時間が取られる上、審査所要期間がまちまちであり、駐在員の赴任日設定に支障が生じている。 （継続）	･東京での書類審査手続の実施。 ･必要書類、内容の明確化。	･入国管理法
		日機輸	(2)	査証制度の厳格化	･VISA（Tier-2 ICT）延長できる期間が最大5年、年収15万ポンド以上で最長9年であるが、ポジションや職種によっては5年以上の長い滞在が必要なケースも考えられるため、年収基準を撤廃願いたい。そもそも企業内転勤で滞在し、身元保証されている駐在員に対して、期間制限を設けるのは両国にとって理にかなわない。 （継続）	･年収制限の撤廃。 ･延長基準の緩和。	･入国管理法 ･英国移民法
		日機輸	(3)	イミグレーション制度の頻繁な変更	･イミグレーション制度の頻繁な変更により、VISA取得や維持するための制度理解に相当な労力と時間を要する。 （継続）	･現制度の一定期間の継続。	･入国管理法 ･英国移民法
		日機輸	(4)	事業譲渡に伴う雇用継続義務	･事業譲渡を行う法人が雇用している従業員を譲受する法人が雇用継続をする義務があるため、より生産性の高いオペレーション提供･投資および外国企業進出の足かせになっている。	･TUPE撤廃。条件の緩和。	･Transfer of Undertakings Protection of Employment (TUPE, 英国) ･2001/23/EC

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	工業規格、基準安全認証	日商	(1)	たばこ製品の包装に係るプレーンパッケージ規制	・オーストラリアで導入されているたばこ製品へプレーンパッケージ規制と同様の規制の導入を検討しており、導入されれば商標の本質的役割である商品間の識別機能が著しく低下し、ビジネスの肝である「ブランド価値」が大きく毀損されることにより、健全な市場競争が阻害される。具体的な懸念としては、製品間の区別が困難なことから、消費者が意図しない製品を購入してしまうこと、消費者が低価格製品に移行すること、及び新規の市場参入が困難となることがあげられる。加えて、包装の簡素化により偽造が比較的に容易であることから、偽造品の増加も懸念としてあげられる。 （注）プレーンパッケージ規制とは、たばこ製品の包装について、形態、色等を規格化する措置であり、具体的には、写真付きの警告表示の刷記（前面75%、後面90%）を義務付けることにより包装上のスペースを大幅に制限した上で、ロゴ等の図形商標の使用を禁止し、且つ文字商標についても規定のフォントで所定の場所にのみ使用を可とするもの。	・左記のとおり、プレーンパッケージ規制は事業者の知的財産権を侵害し、ひいては健全な市場競争を通じた産業の発展を妨げる措置であると考えられる一方で、同規制の目的である、未成年者の喫煙防止等は、教育や罰則強化等の代替措置で達成可能と考えられることから、比例原則に沿った規制措置を実施して頂きたい。 ・日本政府に、左記の問題点を十分にご理解いただき、積極的な対処をお願いしたい。	・the Children and Families Act 2014 ・Draft Statutory Instrument (Standardised Packaging of Tobacco Products Regulations)

デンマークにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	JEITA	(1)	社会保障費の二重払い	・従業員および雇用者の社会保障税率が高く、現地法人の採算に影響を与えている。コスト負担を下げる為、社会保障協定による任地での納付免除を要望する。 (継続)	・社会保障未締結国との締結。	
		日機輸			・日本と北欧諸国の間には、社会福祉等に関する二重課税を避けるための協定がなく、日本からの出向者は両国で社会関連税の支払いが必要になっている。 (継続)	・政府間では2013年に導入するために検討中とのことだが、欧州では迅速に協定を締結すべき。	

フィンランドにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	為替管理	JMAA	(1)	急激な為替変動	・円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	・為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
16	雇用	JEITA	(1)	社会保障費の二重払い	・従業員および雇用者の社会保障税率が高く、現地法人の採算に影響を与えている。コスト負担を下げる為、社会保障協定による任地での納付免除を要望する。 (継続) ・日本と北欧諸国の間には、社会福祉等に関する二重課税を避けるための協定がなく、日本からの出向者は両国で社会関連税の支払いが必要になっている。 (継続)	・社会保障未締結国との締結。 ・政府間では2013年に導入するために検討中とのことだが、欧州では迅速に協定を締結すべき。	
		JEITA	(2)	煩雑なビザ、労働許可手続き	・日本人出向者の家族（特に配偶者）のビザ申請の審査手続きに時間を要するケースがある。近々では、申請から240日掛かると移民局から、通知を受けるケースがあり、都度、上申書（speed up letter）を移民局へ提出し、手続きを進めてもらえるよう依頼している。家族の帯同時期にも支障が出ており、審査手続きの期間短縮を要望する。 (継続)	・手続きの簡素化および期間短縮。	

フランスにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
4	撤退規制	日機輸	(1)	撤退規制	･事業あるいは企業撤退に際し、一定数の従業員を解雇する場合、事業所のある県にペナルティを支払う必要がある可能性があること。問題点：解雇に関し従業員のみならず、行政への補償費負担が投資･企業進出の足かせになっていること。また、50人以上1000人以下の事業･企業の撤退の場合、県の労働局による判断に任されているため、補償額･内容が不明確であること。	･撤退範囲の拡大（従業員50人以上ではなく200人以上から該当など）。 ･補償額･内容の明文化。	･仏労働法L1233-87条
9	輸出入規制･関税･通関規制	時計協	(1)	輸入許可	･ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 （継続）	･輸出側の許可だけで輸入できるようにしてほしい。 ･ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出･輸入許可を不要にしてほしい。	･ワシントン条約
12	為替管理	日商	(1)	円安	･現地子会社への輸出のため、関連性は薄いが、ユーロでの取引により影響が出てくる。		
		JMAA	(2)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
16	雇用	日機輸	(1)	就労ビザ等の取得困難	･国際企業にとって、要員の迅速な派遣は、事業の円滑･効率的経営に不可欠であるが、企業内派遣者およびその家族に関する労働滞在許可証取得に時間と手間がかかっている。 （継続）	･労働滞在許可証取得の簡素化、迅速化を要望する。	･フランス移民法
		日商			･帯同家族ビザ更新期間が依然一年であること。 （継続）	･帯同家族のビザ更新期間延長。	･フランス移民法
		日商	(2)	APT(短期労働許可)申請手続きの非効率･不統一	･弊社が仏取引先に納めた日系メーカーの産業用機械のメンテナンス･修理の為に日本から技術者が派遣されなければならない場合、短期労働許可要申請。過去2～3週間で取得できたAPTを取得するのに昨年3ヶ月を要したケースがあった。またDIRECCTE(労働局)によって求められる書類が異なる事に加えて、書類の発送方法（郵送、Email）に就いても統一されていない現況。	･申請手続きの簡略化･統一化。 ･日系企業専用窓口の設置。	
		日商	(3)	滞在許可証ステータスの切り替え	･現行の制度では、仏語研修の為にフランスに『学生』ビザステータスで入国させた従業員を、研修終了後、日本に帰国させずに『派遣従業員』ステータスに切り替えることが不可能。	･語学研修後期間を置かずに、そして従業員を日本に帰国させなくとも、『学生』ステータスから就労ビザステータスへの変更ができる制度の見直し。	
		日機輸	(4)	厳しい労働法規性	･季節性、臨時性ある仕事のみ有期雇用が認められている。 （継続）	･柔軟な要員調整が保証される制度を確立してほしい。	
		自動部品	(5)	過剰な労働者保護	･週35時間労働、週末出勤の規制、実質的解雇困難、過剰なプライバシー保護等、労働者を過剰に保護する法律が多く、柔軟な会社運営が難しい。 （変更）	･経営者側にもう少し労働者管理の自由度を認めて頂きたい。	･労働法 ･個人情報保護法
		日商			･社会保険、休業規定など、政府の厚い保護により人件費の高騰がネックである（現地子会社）。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸	(6)	事業譲渡に伴う雇用継続義務	・事業譲渡を行う法人が雇用している従業員を譲受する法人が雇用継続をする義務があるため、より生産性の高いオペレーション提供・投資および外国企業進出の足かせになっている。	・TUPE撤廃。 ・条件の緩和。	・Transfer of Undertakings Protection of Employment (TUPE, 英国) ・2001/23/EC
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補償金制度	・補償金制度の受益者が料率表を決定するという不公平な制度になっているため、常に事業者にとって不利な料率表が一方的に決定されている。また補償金収入の25%が文化振興に使用されていることから、政府も受益者として不公正な補償金制度を支持している。それに加え、第15決定で定める現行料率表は法的疑義のあるものであるためあったが、2014年11月19日、フランス国務院で確定した。事業者は法的安定性・公平性に欠く状況の中で対象製品の企画販売及び補償金の支払を強いられている。 (変更)	・制度趣旨及び製造者の意向も十分に反映した公平な制度運用をすべきである。	・知的所有権法典に関する1992年7月1日の法律（法律第92-597号） 第311の5条
19	工業規格、基準安全認証	日商	(1)	たばこ製品の包装に係るプレーンパッケージ規制	・オーストラリアで導入されているたばこ製品へプレーンパッケージ規制と同様の規制の導入を検討しており、導入されれば商標の本質的役割である商品間の識別機能が著しく低下し、ビジネスの肝である「ブランド価値」が大きく毀損されることにより、健全な市場競争が阻害される。具体的な懸念としては、製品間の区別が困難なことから、消費者が意図しない製品を購入してしまうこと、消費者が低価格製品に移行すること、及び新規の市場参入が困難となることがあげられる。加えて、包装の簡素化により偽造が比較的に容易であることから、偽造品の増加も懸念としてあげられる。 （注）プレーンパッケージ規制とは、たばこ製品の包装について、形態、色等を規格化する措置であり、具体的には、写真付きの警告表示の刷記（前面75%、後面90%）を義務付けることにより包装上のスペースを大幅に制限した上で、ロゴ等の図形商標の使用を禁止し、且つ文字商標についても規定のフォントで所定の場所にのみ使用を可とするもの。	・左記のとおり、プレーンパッケージ規制は事業者の知的財産権を侵害し、ひいては健全な市場競争を通じた産業の発展を妨げる措置であると考えられる一方で、同規制の目的である、未成年者の喫煙防止等は、教育や罰則強化等の代替措置で達成可能と考えられることから、比例原則に沿った規制措置を実施して頂きたい。 ・日本政府に、左記の問題点を十分にご理解頂き、積極的な対処をお願いしたい。	・Draft Health Bill Amendments
22	環境問題・廃棄物処理問題	日商	(1)	食品製造用酵素ポジティブリスト化	・EUによる食品製造用酵素のポジティブリスト化。	・2020年の公布の予定のようですが、清酒製造においても沢山の酵素剤を使用しており情報収集中。清酒のみならず日本産食品のEU輸出においてはリスト化に関してEU当局との事前協議が肝要と考える。	・EU指令23/2012
		日商	(2)	環境ホルモン規制	・現在、国内商品の全てのキャップ中にBPA（ビスフェノールA）が原材料に含まれているため、フランス向けの12月受注分はキャンセルになった。 当社と取引がある複数キャップメーカーでは、完全BPAフリーのキャップは量産体制が整っておらず、接液面にBPAが含まれていないキャップであれば大したコストアップもなく代用可能だが、フランスの規制には「接液面に含まれていなければ良い」という明確な記載がないため、メーカーによって見解が異なる状況である。当社社内コンプライスに則りフランス向け輸出を自主規制している。	・現在フランスでの規制となっているが、これがEU全域で採用される可能性が高い。規制すべきとした人体への影響度（一定期間の摂取予想量に基づく健康被害）等の化学的検証がなされたのか不明。全ての食品を対象とするというのは乱暴ではないかと思料。具体的・化学的根拠を求めたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24	法制度の未整備、突然の変更	日商	(1)	法制度･規則の未整備､突然の変更	･今年に入ってから改めて「通訳案内ガイド資格」の制度変更に伴う混乱が生じている。現在、新しい法案が国会で審議中だが、変更の内容は「ガイドカードを廃止し、替わりに有資格者はRegistre（登記簿）に登録し、各自に登録番号が与えられ、それが美術館とモニュメントの中で案内する資格となる」というものである。 現行の観光法L.221-1（美術館･モニュメントのガイド資格について）の制約は今まで通り。 そもそもは、「EUレベルで各国の職業資格が必要なために、その職業へのアクセスが難しく、かつ有資格者のみが行う職業行為であるゆえに消費者は高い代金を払わされるという難点のある資格の必要な職業を各国で洗い出し、資格制度をなくす(Dérèglementation)ことにしよう」という取り決めが行われた。アクセスが簡単になれば、若年層の失業者が減るであろうことと、値段が安くなれば消費者の保護になり、消費を促進できる、というのがEUの見解である。それに基づき、フランスでも各資格の見直しが図られた。通訳ガイドだけではなく、薬剤師、弁護士にいたるまで資格の見直しが始まったことから、ただいま各地でデモやストが行われている。当初、ガイド資格もこれら見直しの対象となり、弁護士などの資格と共にLa loi sur la croissance et l’activité（いわゆるLoi Macron）によって見直される、ということだった。 ところが、ガイド資格だけはこのLoi Macronの対象から外れ、まったく別の法律であるLoi de simplification de la vie des Entreprises により規定されることになった。この法案の第4条に基づき「ガイドのRegistreに登録できる者の資格を政府が、Ordonnance（法令）によって決めることになる」ということである。すなわち、「今までよりもガイドの資格を持つ者の範囲を広げたい」という意向が政府にあるということである。 具体的には、現在ガイド資格を得るには大学の学士課程、修士課程の中で3科目を履修し単位を取得しなければならない。しかし「この3科目を取らなくてもガイド資格を与えよう」という動きが大学で出ており、この法案が国会を通れば美術史や歴史などの学士課程や修士課程を終えた全員が、ガイドになるための何の教育訓練も受けずRegistreへの登録資格を持つようになるかもしれない。しかも「外国語の能力を問わず」ということになれば、いよいよガイドの品質レベルが落ちてしまう。 また「EU国籍の者は他のEUの国に行って自由に働く権利」があるので、例えば学歴の面から登録資格があれば、他のEUの国々の誰もがフランスにやってきてガイドとして働けることになる。そういう人達が添乗員として雇われて、グループと共にフランスに大挙してやってくるということも考えられる。 そうなると通訳ガイドの品質劣化、ひいては旅行品質の劣化に繋がり、日本人観光客にとっても質的サービスの低下が危惧される。	･EU外の国々から来る添乗員によるガイディング行為は労働法違反になるし、それらの国々の観光客をガイドするためには、なにより言語の問題があるので、「日本語などのEU外の稀少言語のガイドにとっては重大な問題にはならない」というのが現実である。 しかしながら、文化遺産の豊富なフランスは観光大国であり、通訳ガイドのレベルと品質もそれに見合ったものでなくてはいけないと考える。 ･今回のこの資格制度変更に関し、以下の3つの通訳ガイドの組織が当局と交渉している。 ①FNGIC (Fédération Nationale des Guides Interprètes et Conférenciers), ②SNCG(Syndicat National des Guides Conférenciers= 以前のConférenciersの組合) ③ANCOVART(Association Nationale des Guides Conférenciers des Villes et pays d’Art et d’histoire) いずれにせよ、当局の指示には従わざるを得ないと思うが、我々日本旅行業界関係者としては通訳ガイド資格のレベルと品質を保つためにも現職ガイドを保護したいと考えている。 ･今後上記3組織の呼びかけにより、集会やデモなどを何度か行う予定だが、集会やデモに当たり、日本人観光客に影響が出ないことを願っている。	･観光法L.221-1（美術館･モニュメントのガイド資格について） Loi de simplification de la vie des Entreprises第4条 （http://www.legifrance.gouv.fr/affichLoiPreparation.do?idDocument=JORFDOLE000029134377&type=contenu&id=2&typeLoi=proj&legislature=14）

ドイツにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	時計協	(1)	輸入許可	･ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 （継続）	･輸出側の許可だけで輸入できるようにしてほしい。 ･ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出･輸入許可を不要にしてほしい。	･ワシントン条約
12	為替管理	JMAA	(1)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
14	税制	日商	(1)	高い所得税	･ドイツでの所得税は40%と高く、フレンジベネフィットも課税対象となるため、会社としての負担が大きい。 ※フレンジ･ベネフィット… 企業が給与所得者に対し賃金･給与以外に提供する福利厚生等の経済的利益。 （継続）	･所得税の減税。 ･フレンジベネフィットの課税対象からの除外。	･個人所得税法
		日商	(2)	日独租税条約の改定の必要性	･ドイツから日本への配当に関しては15%の配当源泉税が存在しており、欧州他国との租税条約上で同税が免除或いは軽減されている状況を比較すると、ドイツへの投資環境が大きく劣後している。 （変更）	･2011年12月より改訂交渉が開始され、断続的に協議が実施されている模様であるが、可及的早期の改正を実現頂きたい。	･日独租税条約第10条第2項
		日商			･ドイツの税法では資本収益税（源泉税）が規定されており、現行の日独租税条約の適用を受けてもなお15%の配当源泉税が徴収される。 （継続）	･日独租税条約は改正の交渉中であるとは存じているが、交渉のスピードアップをお願いすると共に、日本企業にとってドイツに拠点を置くデメリットを減らすために、税率を0%として頂きたい。	
		JPETA			･ドイツの子会社から配当を受ける場合、日独租税条約により15%の源泉税が課されるが、日本においては外国子会社から受ける配当を益金不算入とする「配当免税制度」が導入され、外国子会社からの配当に対して課される源泉税については外国税額控除制度の適用ができず、最終的に源泉税相当額が株主である当社の負担になっている。 （継続）	･日独租税条約改定により、源泉税を撤廃して頂きたい。	･日独租税条約第10条第2項
		日商			･日本の本社への配当に対し15%源泉徴収。当期の配当は見送っている。中期の資金計画においても、配当の計画を組めず困っている。	･まずは、租税条約改定（税率低減）のスケジュールに合意して頂きたい。	
		日商			･独日租税条約において親子会社間（ドイツ子会社）の配当税が15%となっている。利益に関して二重課税となっている。	･改正二国間租税条約の速やかな発効をお願いしたい。	
		日商			･二重課税回避のため配当源泉課税（15%）の早期撤廃を要望。	･日独租税条約の改定。	
		日商			･利益に対する配当を日本本社に行うが、その配当に関し未だに源泉徴税が掛かる。減免の申請を行っても15%の源泉徴収税が発生する。	･本件に関する日本政府よりの継続交渉をドイツに対しお願いし、早急なる解決をお願いしたい。	･Anti-avoidance provision of Section 50 d paragraph 1a Tax law. Section 44d / 43 b Income Tax low

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日商			・現行の日独租税協定のもとでは、ドイツから日本本社への配当金支払いに対し15%の源泉税納付義務があり、配当金支払いの障害となっている。	・新日独租税協定（配当源泉税の0%化）の早期締結。	・日独租税条約
		日機輸	(3)	租税条約上のロイヤルティの取り扱いに関する問題	・ドイツから日本へのロイヤルティ技術援助料の支払いについて、源泉税に関して不利な取り扱いがある。ロイヤルティの支払いについては10%控除があるが、十分ではない。	・他のEU諸国（例えば英国）のように、競争力のある租税環境を確保するために0%に源泉徴収税率を軽減すること。	・Amend the German and Japan Double Tax Treaties to reduce the impact of local legislation
		日機輸	(4)	租税条約上の二重課税の解決に関する問題	・現在の法律では二重課税を回避するために、両国当局に二重課税を解決、排除するための「最善の努力」を要請している。EUでは、税務当局は3年間の二重課税排除のための「相互受入手続き」を使用しており、「最善の努力」では不十分と思われる。	・OECD BEPSイニシアチブを通じて、二重課税を排除するための多国間措置の制定を要望する。この多国間措置により、租税条約の再交渉の必要がなくなり、プロセスのスピードアップにつながる。	・Various laws in each EU country and Japan
16	雇用	日商	(1)	労働者の過保護	・ドイツの労働政策は現地従業員の保護、雇用維持に重点を置きすぎており、新規雇用による労働者年齢構成の適正化と新規業務への対応促進を疎外している。また、長期雇用・高齢化により賃金上昇抑制が難しく、財務を圧迫する要因となっている。 さらに病欠認許が法制的に認められており、日常的取得により経営効率を阻害している（病欠でも100%賃金支給）。 （継続）	・柔軟性に欠ける労働条件の緩和と高賃金体質の緩和。 ・法制化の見直しと、経営者側の権限拡大。	・職性別労働協約 ・雇用制限法 ・労働時間規正法 ・労働者保護関連法
		日商 日機輸	(2)	解雇制限	・労働基準法では、減給や解雇に大きな制限があり、被雇用者の実質的正当評価を阻害する要因となるとともに、経営環境に応じた人件費の調整が難しくなっている。 （継続） ・有期雇用の場合、最長1.5年、更新不可となっている。 （変更）	・解雇、減給に対して柔軟な対応が可能になるよう法整備を望む。 ・固定期間のない雇用契約締結の制約をなくしてほしい。	・労働基準法 ・雇用制限法
17	知的財産制度運用	日機輸 日機輸 日機輸 日機輸	(1)	著作権補償金	・私的複製補償金は、遡及的に課せられることはないはずであるにも拘らず、補償金管理団体は遡及的な課金を主張していて、法的安定性を欠く状況にある。 （継続） ・著作権法改正により、私的複製補償金の金額は、原則として補償金管理団体と業界団体の包括合意によって定められることになったが、両者の基準の解釈の相違から多くの料率について紛争となったり訴訟になっている。また、紛争解決システムが非効率で処理が遅い。補償金管理団体が、包括合意なく且つ実態調査も経ずに不合理に高額な補償金料率表を公表する等、混乱が生じている。 （内容・要望ともに変更） ・メーカー・輸入業者に預託金を事前に課す動きがある。 ・私的複製補償金の料率レートに疑義がある場合には、補償金額をカバーする預託金をメーカー/輸入業者に義務として課す立法プロジェクトが推進中である。	・私的複製補償金は、補償金管理団体と業界団体の包括合意の場合を除き、遡及的に適用されることがないことを明確にされたい。 ・紛争解決手続きに関する法改正が望ましい。適切な料率の基本算出式を定めるべき。 ・預託金制度を目指す立法プロジェクトを中止すべきである。 ・「デポジット」の立法プロジェクトを中止する必要がある。	・著作権管理法13条13a条 ・2015年2月に案が公表されるとの情報あり。

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸 日機輸	(2)	不十分な特許審査制度	・特許の審査基準が不明確である。特に進歩性の判断基準が、欧州特許庁よりも曖昧であるとされている。 (継続) ・特許審査ハイウェイの制度は、日本とドイツの間で導入されているが、ドイツ国内特許制度に、明確な早期審査の制度がない。特にEPOと比べて、ドイツ国内出願の審査には時間がかかりがちであるため、必要な権利を必要な時に取得できる早期審査制度が求められる。 (継続)	・審査基準を明確化して頂きたい。 ・国内法で明確な早期審査制度を規定して頂きたい。	
		日機輸	(3)	使用言語の規則	・ドイツ語以外の言語(英語)で特許出願をした場合でも、出願日の確保が可能である。しかし、優先日から15ヶ月以内にドイツ語の翻訳文の提出が求められる。また、PCTからドイツ特許出願を行う場合、ドイツ特許庁に対して英語の明細書を提出する機会がなく、誤訳発生に対する不安がある。 (継続)	・英語出願後におけるドイツ語翻訳提出期間の繰り延べ・延長を認めて頂きたい。 ・またPCTからの移行に対しても、英語での手続きを認めて頂きたい。	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日製紙	(1)	財務諸表の公開	・ドイツの登記企業は公開・非公開会社にかかわらず、営業報告書を管轄の裁判所に毎年提出しているが、その情報がネット上で誰でも閲覧可能である。同業他社の資料を見られるというメリットがあると同時に、自社の資料が他社に見られるというデメリットがある。しかも、ドイツ国外からも閲覧可能であり、海外の競合との関係ではデメリットしかない。	・非公開企業の資料はネット上での供覧を中止してほしい。	
25	政府調達	日機輸	(1)	頻繁に変更する入札ルール及び不透明な工業規格	・欧州鉄道事業者による鉄道部品の調達(入札)は、表面的には透明・公平を謳っているものの、欧州独自規格(EN規格)や鉄道独自の認証(TSI認証/IRIS認証等)が存在し、事実上欧州域外サプライヤの参入障壁となっている。	・同一スペックの製品における調達方法の明確なルールの設定。 ・変更がある場合はその独語でなく英語による説明。 ・認証プロセスの明確化。	・EN10025規格(鉄道用車輪) ・TSI認証 ・IRIS認証

ギリシャにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日商	(1)	所得税制の頻繁な変更	・所得税率、累進ブラケット、非課税所得額が1、2年ごとに変わるため、人件費の見通しが立てにくい。当社に有利な変更もあるが、逆に振れる可能性もあり不安。	・所得税制の安定を望むが、現在ギリシャが置かれた状況故、当国政府だけの問題ではなく、改善はなかなか望めないかもしれない。	
		日商	(2)	付加価値税還付の遅滞	・付加価値税還付に時間がかかる。当支店の場合、FY2010-11年分から遅滞している。かつては、送金されてきた業務委託料に対する源泉法人税の還付に時間がかかるのも問題だったが、この源泉徴収は廃止されたので、解消された。	・還付されるべき税は次年度中の返還を希望するが、ギリシャの厳しい財政状況を見るに、現実には難しいのかもしれない。	
		日商	(3)	二重課税の恐れ	・日本とギリシャの間には、二重課税防止条約がないため、例えば、ギリシャ支店から日本の親会社に送金すると課税不安が生じる（日本の会社がギリシャで上げた収入として、課税される恐れがあるため）。当支店の場合、立てつけ上、二重課税防止条約のあるイギリス本社の支店になっているので、イギリスを通せば問題を回避できるが、将来的に、いつもこの方法を取れる支払ばかりとは限らない。	・中国や韓国はギリシャと既に二重課税防止条約を結んでおり、日希経済交流促進のためにも、対応を急いでほしい。	

アイルランドにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	工業規格、基準安全認証	日商	(1)	たばこ製品の包装に係るプレーンパッケージ規制	・オーストラリアで導入されているたばこ製品へプレーンパッケージ規制と同様の規制の導入を検討しており、導入されれば商標の本質的役割である商品間の識別機能が著しく低下し、ビジネスの肝である「ブランド価値」が大きく毀損されることにより、健全な市場競争が阻害される。具体的な懸念としては、製品間の区別が困難なことから、消費者が意図しない製品を購入してしまうこと、消費者が低価格製品に移行すること、及び新規の市場参入が困難となることがあげられる。加えて、包装の簡素化により偽造が比較的に容易であることから、偽造品の増加も懸念としてあげられる。 （注）プレーンパッケージ規制とは、たばこ製品の包装について、形態、色等を規格化する措置であり、具体的には、写真付きの警告表示の刷記（前面75%、後面90%）を義務付けることにより包装上のスペースを大幅に制限した上で、ロゴ等の図形商標の使用を禁止し、且つ文字商標についても規定のフォントで所定の場所にのみ使用を可とするもの。	・左記のとおり、プレーンパッケージ規制は事業者の知的財産権を侵害し、ひいては健全な市場競争を通じた産業の発展を妨げる措置であると考えられる一方で、同規制の目的である、未成年者の喫煙防止等は、教育や罰則強化等の代替措置で達成可能と考えられることから、比例原則に沿った規制措置を実施して頂きたい。 ・日本政府に、左記の問題点を十分にご理解頂き、積極的な対処をお願いしたい。	・Public Health (Standardised Packaging of Tobacco) Bill 2014

イタリアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	時計協	(1)	輸入許可	･ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 （継続）	･輸出側の許可だけで輸入できるようにしてほしい。 ･ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出･輸入許可を不要にしてほしい。	･ワシントン条約
11	利益回収	日商	(1)	回収遅延	･特にイタリー、他の会社でも同様の由で国の特徴と言えないことはないが日常化しておりこまめな督促しか手立てを見出していない。		
12	為替管理	JMAA	(1)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
14	税制	日機輸	(1)	IVA還付のための銀行保証要求	･付加価値税（IVA）の還付金申請にあたり、税務当局より還付期間にわたっての保証書を金融機関から差入するよう求められる。EU他国には無い制度であり、これにより保証書の設定のための業務負荷や保証料などの負担を強いられている。	･既にEuropean Committeeにおいて左記のようなイタリア税務当局の要求はEUにおいて不当とする扱いを公式に取っている模様であるが、イタリア当局の適応のための迅速な措置をお願いしたい。	･イタリア付加価値税法（？不明） 参考：PwC税理士法人HP（後半部分） https://www.news-pwc.be/transitional-regime-extended-for-the-year-2014-opening-of-infrindgement-procedure-against-italy/
16	雇用	日機輸	(1)	ビザ、滞在許可、住民登録の取得	･家族のビザ取得の際、渡航前の許可申請に時間がかかり、かつ現地入国後の警察署での居住許可も時間と手間を要する。 （継続）	･双方の手続きの早期化をして頂きたい。	
17	知的財産制度運用	日機輸 日機輸	(1)	私的複製補償金制度	･2014年6月、新補償金政令が発効され記録装置に課される補償金総額が増加した。特に、ハードディスクを有さないにもかかわらず記録機能を有するTVを新製品カテゴリとして定め、4ユーロ／台もの補償金を課されており、不合理である。 ･2014年6月、政府は記録装置に適用される手数料の全体額を増加させるべく、新たな施行令（DM2014年6月20日）を発行した。具体的には、課税製品の新しいカテゴリが作成され、ユーロ4,00をハードディスクのない録画機能付きTVに課すこととなった。	･不公正かつ不合理な現行法を修正すべき。特にハードディスクを有さないTVについての補償金を廃止すべき。 ･TVのような製品に賦課金を課すことは不公平、不合理であり、法律は改正されるべきである。	･Law 633/1941 補償金政令20.06.2014 ･Law 633/1941 &65:65Implementation Decree 20.06.2014

オランダにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	時計協	(1)	輸入許可	･ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 （継続）	･輸出側の許可だけで輸入できるようにしてほしい。 ･ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出･輸入許可を不要にしてほしい。	･ワシントン条約
12	為替管理	JMAA	(1)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
16	雇用	日機輸	(1)	労働法改正 (2015年1月/7月施行)	･2015年1月に有期雇用契約の3（契約数）-3（契約年）-3（中断月数）が、3-2-6へ変更。 2015年7月に企業経済上の理由に基づく解雇、長期就労不能者の解雇条件が厳格化。これまで事案の難易度により簡裁ルート、UMWルートを選択可能であったが、7月以降、先ずはUMWルートで解雇予告許可手続きを行う必要性あり。	･無期雇用契約の従業員を事業再編で解雇する必要ある際に事業主に対する負担が増すばかり。外資企業がオランダで現法設立、現地従業員の雇用を図る上で何らかの条件緩和が必要。	･オランダ労働法 7:669 Lid.1

ノルウェーにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	JEITA	(1)	社会保障協定の未締結	・従業員および雇用者の社会保障税率が高く、現地法人の採算に影響を与えている。コスト負担を下げる為、社会保障協定による任地での納付免除を要望する。 (継続)	・社会保障未締結国との締結。	
		日機輸			・日本と北欧諸国の間には、社会福祉等に関する二重課税を避けるための協定がなく、日本からの出向者は両国で社会関連税の支払いが必要になっている。 (継続)	・政府間では2013年に導入するために検討中とのことだが、欧州では迅速に協定を締結すべき。	

スペインにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	時計協	(1)	輸入許可	･ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 （継続）	･輸出側の許可だけで輸入できるようにしてほしい。 ･ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出･輸入許可を不要にしてほしい。	･ワシントン条約
		日機輸	(2)	EORI番号運用上の問題	･EU加盟国間における税関申告用の番号の取り扱いが不統一である。 EORI(Economic Operator Registration and Identification)番号は、EU加盟国の税関当局によって各事業者（会社、支店）または個人に割り当てられたEU統一の番号であり、税関申告の際に使用するものである。その扱いが加盟国（スペイン、ハンガリーなど）によって異なっているため、AEOを取得しても簡素化された手順が使用できないなどの問題が生じている。	･EORI番号の税関手続きにおける運用の統一。	
16	雇用	日機輸	(1)	雇用者負担の大きい社会保障料	･雇用者負担比率の大きい社会保障料。 （継続）	･社会保障料の引下げ。	･Labour law of Spain

スウェーデンにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	JEITA	(1)	社会保障協定の未締結	・従業員および雇用者の社会保障税率が高く、現地法人の採算に影響を与えている。コスト負担を下げる為、社会保障協定による任地での納付免除を要望する。 (継続)	・社会保障未締結国との締結。	
		日機輸			・日本と北欧諸国の間には、社会福祉等に関する二重課税を避けるための協定がなく、日本からの出向者は両国で社会関連税の支払いが必要になっている。 (継続)	・政府間では2013年に導入するために検討中とのことだが、欧州では迅速に協定を締結すべき。	

スイスにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	日機輸	(1)	ITA製品への新規関税化	･新たな融合技術を用いた等の理由により、いくつかのITA対象製品が既に関税ゼロのステータスを失っている。 (継続)	･情報技術製品に対する市場アクセス機会という条約本来の精神に立ち返り、ITA対象製品の維持及び拡大を要望する。	･ITA (Information Technology Agreement) of WTO
12	為替管理	JMAA	(1)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	

トルコにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	時計協 日商	(1)	高輸入関税	･中国製品に特別1個当たりUS$2.10が課税される保護政策を取っている。 ･化粧品輸入に物品消費税が課され、利益を逼迫。	･規制撤廃。 ･輸入関税撤廃に向けた働きかけを推進頂きたい。	
12	為替管理	日機輸	(1)	為替先物規制	･在トルコ企業は、トルコ国内の銀行以外との為替先物予約契約が不可。 (継続)	･外貨管理規制の緩和。	
		JMAA	(2)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
14	税制	日機輸 日商	(1)	印紙税の一定税率課税	･印紙税が契約金額に対し定率で課される（0.948%）ため、企業収益に影響を与えている。 ･契約印紙税が高い。	･定率課税ルールの撤廃（定額への変更） ･税率低減あるいは撤廃等の緩和措置。	
		日機輸	(2)	印紙税二重課税	･印紙税法とは別に公証法においても印紙税課税が認められているため、トルコ公証役場にて契約書等の文書に公証を受ける際、①印紙税納税済み文書 ②海外締結文書（通常トルコ印紙非対象）に対し、印紙税が課税されるため、二重課税且つ政府調達入札時に多大な課税リスク有り。	･公証法における印紙税課税条項の撤廃。	
		日機輸	(3)	印紙税の課税対象の曖昧	･印紙税の課税対象文書が曖昧のため、トルコ現法が海外案件向けに海外で締結した文書に関してもトルコ印紙税の課税対象となるリスクが有る。	･印紙税課税対象文書の明確化。	
		日機輸 JEITA 日機輸	(4)	与信を伴う輸入に関するRUSF課税	･与信を伴う輸入に関する課税は、英語でResource Utilization Support Fund、トルコ語でKKDFと呼ばれている。トルコに製品輸入する際に、通関時に代金支払い済みの証明を提出しなければ、関税とは別に、輸入申告額の6%が課税される。関税同盟を締結しているEUにも適用されているものの、実質的な追加関税となっている。 ･RUSF課税について、以下により実質的な追加関税となっており、且つ資金調達にも課税されるため、キャッシュフロー悪化の要因となりうる。 －未払分CIF価格に対する6%をトルコ輸入通関時に課税 －海外からの資金調達に対し（～3%）課税	･本税制の撤廃、少なくとも、負担の軽減などの見直しを要望したい。 ･RUSF課税の撤廃。	
16	雇用	日商 日機輸	(1)	現地人雇用義務	･2010年8月2日付にて、トルコ労働社会保障省より、外国人が労働許可を取得する際の取得要件として、「1人の外国人に対し、5人のトルコ人を雇用すること」という通達が出された。この要件が、撤廃若しくは緩和されておらず、商社、サービス業等の場合は、workerを抱える製造業と違い現地人雇用人数は限定的であり、邦人の増員に支障をきたす事態となっている。 (内容･要望ともに変更) ･1人の外国人従業員に対し、5人のトルコ人従業員雇用の義務があり、当条件を満たさないと外国人従業員へ労働許可が発行されない事態が生じる。	･要件の撤廃若しくは製造業以外の業種への条件緩和。 ･1対5ルールの撤廃または緩和。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸	(2)	長期を要する派遣技術者のビザ取得手続き	・中長期（90日～）の技術者派遣に伴う手続（労働許可または居住許可）に関し、各省庁によって見解が異なるため、派遣手続に長期間要するという事態が生じている。 労働許可の場合、労働許可取得に長期間（2-3ヶ月）要するため、要求日程に沿った技術者派遣が困難となっている。	・ビザ取得種類/条件の明確化。 ・技術者派遣に伴う労働許可取得の簡易化。	
		日商	(3)	煩雑なVISA延長手続き	・VISAの延長手続きが首都でしかできず且つ煩雑であり人事コンサル等を起用しないと現実的に対応できない事態となっている。	・手続きの簡素化、書類作成要領の明確化。	
		日商	(4)	駐在員帯同家族のビザ発行手続の煩雑	・駐在員の家族の居留証発行手続きが複雑かつ時間を要しており、国外に出られない等の事態が発生している。	・駐在員の家族であることが証明できる場合は、手続きを簡素化し取得時間を短縮する。	
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	特許審査遅延と審査の質の差	・知的財産権の法整備は進んできている状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質（担当者によるバラツキ、レベルの差）は課題となっている。出願人にとっても、安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。 （継続）	・特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力（ASPEC）など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めて頂きたい。	
		日機輸	(2)	特許関連統計情報の未整備	・権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 （継続）	・先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めて頂きたい。	
25	政府調達	日機輸	(1)	政府調達要件の複雑・厳格	・トルコ公共調達法の文書に対する要求が複雑で、入札成立条件が厳しいため（7社以上のP/Q参加、5社以上P/Q通過企業がない場合入札キャンセル等）、何度も入札がキャンセルとなるという事態が生じている。 海外において、公共調達法での要求文書と同等の文書が存在せず、外国企業が入札資格を満たせない可能性が有る。 海外における公証やアポスティーユの方法がトルコのそれと異なる場合、認められず外国企業が入札時に失格となる事態が生じている。	・公共調達法の簡易化。	・PPA Law No.4734 /4735
26	その他	日商	(1)	イスラム国（IS）の影響	・2012年より事業展開に関わる法改正が順調に進んでおり、特に新会社法施行によるEU法に準じた法改正によりほとんどの投資貿易問題は解決に向かっている。しかしながらビジネスを瞬時に阻害する大きな要因が存在する。その問題はイスラム国である。域内大国であるトルコ、サウジ、イラン、エジプトの動向が注目されるが、紛争当事国に責任ある主体が見出せず域外大国の米国などにも決定的に現地の状況を変える能力あるいは意思が見られない場合は域内大国へのイスラム国による影響を取り除くことは不可能であり、むしろ域内大国の主導で紛争が沈静化される可能性を模索していくしかないと思われる。	・日本政府からトルコ政府へ現状のトルコ政府のイスラム国に対しての具体的戦略提示を要請してほしい。マスコミ等での報道は全く切迫感がなく人事のような記事ばかりで外国人の現状のトルコ政府の方針が全く見えない状況。	

チェコにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日機輸	(1)	租税条約上の二重課税の解決に関する問題	･現在の法律では二重課税を回避するために、両国当局に二重課税を解決、排除するための「最善の努力」を要請している。EUでは、税務当局は3年間の二重課税排除のための「相互受入手続き」を使用しており、「最善の努力」では不十分と思われる。	･OECD BEPSイニシアチブを通じて、二重課税を排除するための多国間措置の制定を要望する。この多国間措置により、租税条約の再交渉の必要がなくなり、プロセスのスピードアップにつながる。	･Various laws in each EU country and Japan
		日機輸	(2)	租税条約上のロイヤルティの取り扱いに関する問題	･チェコから日本へのロイヤルティ技術援助料の支払いについて、源泉税に関して不利な取り扱いがある。ロイヤルティの支払いについては10%控除があるが、十分ではない。	･他のEU諸国（例えば英国）のように、競争力のある租税環境を確保するために0%に源泉徴収税率を軽減すること。	･Amend the Czech and Japan Double Tax Treaties to reduce the impact of local legislation
16	雇用	日機輸	(1)	労働許可･VISA取得の困難	･現地でのビザ申請手続きに時間がかかる（3ヶ月程度必要な場合有り）。最近日本側でビザ申請をする際に社会保障協定適用証明書提出が求められることになったが、社会保障協定適用証明書の手続には時間がかかるため、ビザ申請時期が遅れる。 （継続）	･従来のように、社会保障協定適用証明書の提出を不要として頂きたい。 ･手続きの早期化をして頂きたい。	
		日機輸			･駐在員の労働許可及びVISAの取得･更新手続きが煩雑かつ時間を要する。また、帯同家族のVISAも取得･更新も同様な状況。 （継続）	･手続きの簡素化及び時間の短縮化。	
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日商	(1)	行政機関の非効率的対応	･チェコ共和国の行政機関の業務効率が低く、許認可手続き（土地取得、営業許可、労働許可、滞在許可等）に時間がかかり過ぎる。 （継続）	･各省庁（産業貿易省、厚生労働省、内務省）の窓口業務の効率化、期間短縮。	

ハンガリーにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	日機輸	(1)	EORI番号運用上の問題	･EU加盟国間における税関申告用の番号の取り扱いが不統一である。 EORI(Economic Operator Registration and Identification)番号は、EU加盟国の税関当局によって各事業者（会社、支店）または個人に割り当てられたEU統一の番号であり、税関申告の際に使用するものである。その扱いが加盟国（スペイン、ハンガリーなど）によって異なっているため、AEOを取得しても簡素化された手順が使用できないなどの問題が生じている。	･EORI番号の税関手続きにおける運用の統一。	
14	税制	日機輸	(1)	高付加価値税	･2012年1月1日からVAT税率は27%となる。 （継続）	･VAT税率をEUレベルに低減することを要望。	･http://www.worldwide-tax.com/hungary/hun_vat.asp
		日機輸	(2)	税制変更	･頻繁に新しい税制が制定され、企業収益を圧迫する要因のひとつともなっている。	･税制度の安定化。	
16	雇用	日機輸	(1)	労働者の過保護	･通常の有給休暇に加え、復職を保障する長期病欠や出産･育児休暇も認められている。いずれも労働者の権利と認識されており、ホームドクターの証明書により完全に消化するのが通例となっていることから、労働生産性が下がると聞いており、また、長期休職による代替人員の雇用や仕事の継続性で支障が生じる。 （内容･要望ともに変更）	･雇用法制度の抜本的見直し。	･労働法
22	環境問題･廃棄物処理問題	日機輸	(1)	環境リサイクル料金	･最初に商品を上市する会社は、環境物品税を支払わなくてはならない。企業への連絡が非常に遅かったため、リサイクル業者は新しい規則による登録または証明を得る時間がなく、新しい契約を行うことができない。 （継続）	･新しい規則を採用するためには、適切な条件が不可欠である。	･2011. LXXXV. Act about the environmental product fee ･Draft of national WEEE2 transposition
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日機輸	(1)	EKAER SYSTEM	･電子道路交通監視システムは、課税目的の為にEUからハンガリー、ハンガリーからEU、ハンガリー国内の製品移動をすべて監視している。		
26	その他	日機輸	(1)	インフラの未整備	･高速道路の整備は進んでいるが、一般道については地方だけでなく、都市部でも片道一車線が多く、また補修が充分ではなく渋滞だけでなく、安全面でも不安である。 （継続）	･一般道路の整備。	
		日機輸	(2)	お店の営業時間	･お店は、2015年3月から日曜は休業することになった。		

ポーランドにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	日機輸	(1)	労働許可及びVISA取得･延長の困難	･労働許可及びVISAの取得手続きが煩雑かつ時間を要するケースが多い。またケースごとに異なる場合があり、運用面での不透明さがある。 (継続)	･手続きの簡素･明確化及び短縮化。	
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補償金制度に係るVATの取り扱い	･私的複製補償金の支払いについて、22-23%の増額を要求されている（補償金金額算定の基礎たる販売価格にVAT(22-23%)を含まないとの理解でいたところ、突然VATを含むべきとの主張がなされ始めた）。 (継続)	･販売価格にVATが含まれないことが明らかになる旨の文化省令の改正。	･文化省令2003.6.2等

ルーマニアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
6	外資優遇策の縮小	自動部品	(1)	外資優遇策	・外資優遇（インセンティブ）の申請に関しての基準・申請方法が非常に分かりにくい。	・インセンティブの申請に関する基準、申請方法の明確化。	
16	雇用	日機輸	(1)	労働許可・ビザ取得手続の煩雑	・労働許可及びVISAの取得手続きが煩雑かつ時間を要するケースが多い。また、ケース毎に異なる場合があり、運用面での不透明さがある。 （継続）	・手続きの簡素・明確化および短時間化。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	法律改正を含む法整備	・電力IPP案件で、現状ではEU規制下で長期売電相対契約が認められていないため、外資の呼び込みのためにルーマニア政府として法改正を含む法整備を行うとしながらも、国家投資計画の策定遅延により年単位で進捗が遅れている。	・管掌省庁・機関内外の対応体制の強化と迅速化。	
26	その他	日機輸	(1)	インフラの未整備	・ルーマニアとしてインフラ整備は急務と認識し、特に高速道路建設に取り組んではいるものの、計画通りには進んでおらず物流や地方との移動に支障を来たし、他国との比較において投資デメリットとなっている。	・管掌省庁・機関内外の対応体制の強化と迅速化。	

スロバキアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	日機輸	(1)	削減ポジションの復活困難	・雇用主が社内のあるポジションを消滅した場合、そのポジションの復活及び新従業員の雇用を2ヵ月間行えないこととなる。この制度は有期契約社員の雇用に影響を与える。	・かかる雇用禁止期間の短縮または廃止、あるはかかる期間満了前に消滅したポジションを復活させるための労働組合/従業員代表との合意を可能とすること。	・スロバキア労働法 Labour Law of Slovakia
26	その他	日商	(1)	日本語対応サービスがない	・当国への日本からの直接投資が増えない理由のひとつに投資庁（SARIO）に日本企業の投資相談に日本語で対応できる人材、窓口がないことがあると感じる。チェコ共和国の場合は日本人顧問が投資企業の疑問、問題点に丁寧に対応しており、同国への投資決定の重要な要因のひとつと考える。 （変更）	・投資庁に日本語窓口を設ける。	

セルビアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日機輸	(1)	証明プロセス	･セルビアで輸入されたすべての電子製品は、上市される前にローカル認証機関によって、TCF、DOC、試験報告書、安全報告書といった全ての報告書に認定を受ける必要がある。	･PTCデータベースの開発。	･http://www.ratel.rs/regulations/rtte/conformity_assessment_procedure_for_the_radio_equipment_and_telecommunications_terminal_equipment.583.html ･http:/www.tehnis.privreda.gov.rs/infrastruktura-kvaliteta-u-srbiji/masine-lvd-emc-liftovi.html

新規意見速報版

2015 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望

2015 年 6 月

連絡先：　日本機械輸出組合
通商・投資グループ　谷口、和田、谷井、庫元

〒105-0011
東京都港区芝公園 3－5－8　機械振興会館 401 号
TEL 03-3431-9348
FAX 03-3436-6455
E-Mail tohshi@jmcti.or.jp
http://www.jmcti.org

禁無断転載